

日本創傷・オストミー・失禁管理学会

災害時対応マニュアル

2016年4月

## I. 目的

災害発生時、日本創傷・オストミー・失禁管理学会（以下 JWOCM）が展開すべき災害支援活動に関する基本事項を定め、災害時における迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

## II. 災害とは

### 本部が判断する基準

災害とは、短時間に限局した地域で発生し、その地域の処理能力を超え、地域外からの援助が必要な災害が発生した場合、または概ね震度 6 以上の地震

### 都道府県ネットワーク代表者からの基準

都道府県ネットワーク代表者が各都道府県内の学会員に確認し、地震に限らず被災地への援助が必要と判断した場合（副代表者も決める。）

## III. 基本理念

当学会は、学会員の安全支援及び創傷・オストミー・失禁分野における QOL 向上に寄与する。

## IV. 基本方針

災害に関する連絡調整を行うとともに WOC ケア物品に関する物資の支援、状況に応じて人員派遣を行う。

## V. 災害時支援体制

1. 当学会は、災害発生時、直ちに対策本部設置の必要性を検討し、当学会内に災害対策本部を設置する。
2. 災害対策本部の構成

本部の構成員は下表の通りとする

本部長	理事長
災害対応委員長	災害対応委員長
災害対応委員会	委員
各都道府県代表	各都道府県代表者 (WOCN で構成)

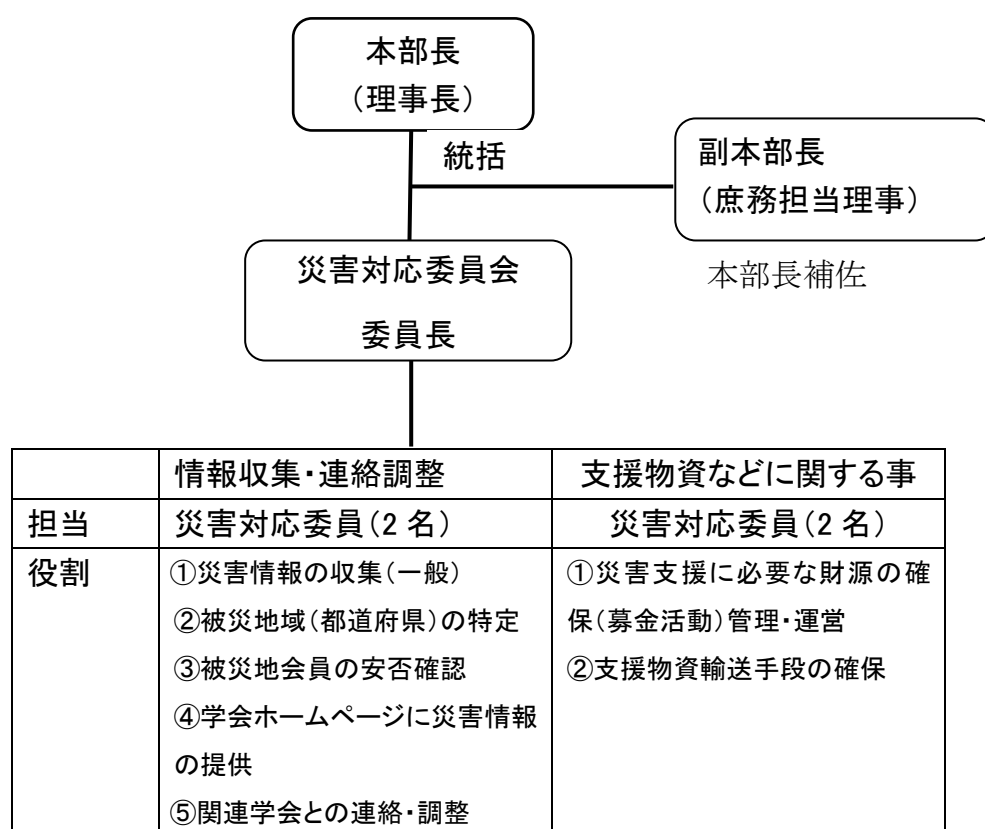
3. 役割

- 1) 対策本部長は、当学会理事長がこれにあたり、対策本部の業務を統括する。
- 2) 対策本部長補佐は、庶務担当理事がこれにあたり、本部長の業務を補佐する。
- 3) 災害対応委員長は、災害対応委員の業務を指示・遂行する。
- 4) 本部長が対応困難な場合には、庶務担当理事が代行する。庶務担当理事の対応も困難な場合には、災害対応委員長が本部長の職務を代行する。

- 5) 被災地の発生場所、規模に応じて災害対応委員長が災害対応委員の情報収集・連絡調整担当者（2名）、支援物資担当者（2名）を指名する。本部長と相談し人員派遣が必要と判断される場合（早くても発災後72時間以降）には人員派遣に関する担当者（2名）を指名する。
- 6) 各都道府県代表者は、災害対応委員長からの情報を都道府県の学会員に都道府県メーリングリストを使用し伝達する。また、災害発生時には積極的に学会員から地域の情報を収集し災害対応委員長に伝える。

## 【災害対策本部の役割】

### <通常対応>



\* 災害対応委員は災害発生場所に応じて災害対応委員長が選出する

## 【人員派遣を必要と判断した場合の対応】

<担当>

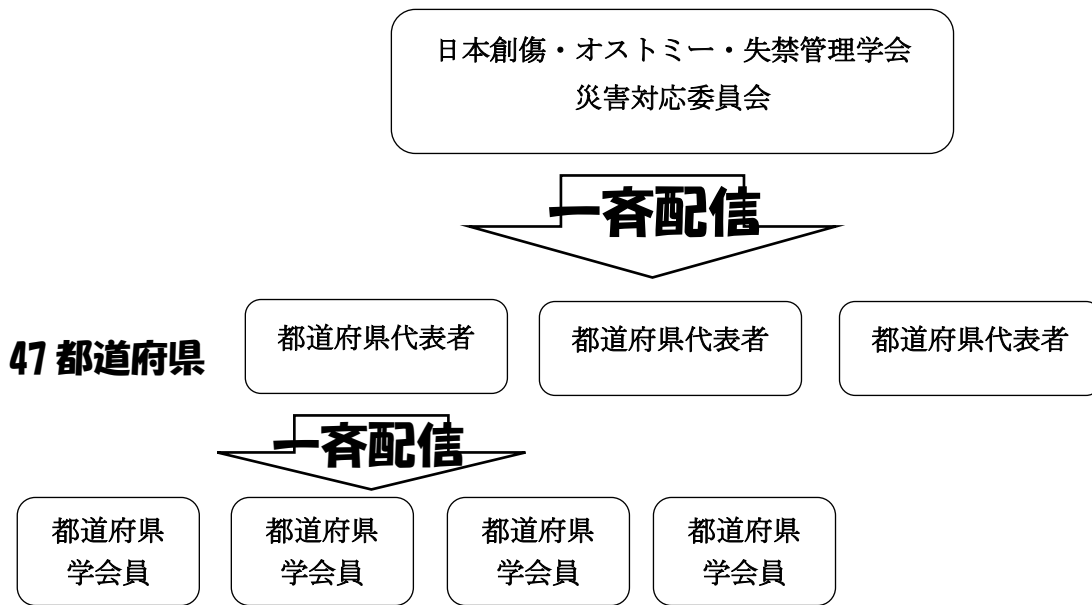
災害対応委員 2 名（災害対応委員長が選出する）

<役割>

- ① 情報収集（情報収集・連絡調整担当から情報を得る）
- ② 必要な支援要員の人数の把握
- ③ 支援要員の確保・登録整理・管理
- ④ 支援者の勤務先へ委任状の交付
- ⑤ 支援者の派遣先、人数の決定
- ⑥ 支援者の滞在先の確保
- ⑦ 支援者のシフト表作成
- ⑧ 順次派遣される支援者へ活動記録による引継ぎの管理

## 【都道府県ネットワークを利用した災害時の対応方法】

1. 災害対策本部から日本創傷・オストミー・失禁管理学会の各都道府県代表者への伝達
  - 1) 災害対策本部は、各都道府県代表者に日本創傷・オストミー・失禁管理学会の都道府県ネットワークのメーリングリストで情報伝達を行う。



- 2) 各都道府県代表者は、災害対応委員長からの情報を都道府県の学会員に都道府県メーリングリストを使用し、伝達する。
2. 学会員および都道府県代表者から災害対策本部への伝達
  - 1) 各都道府県の学会員は必要な情報をメーリングリストで、都道府県学会員及び代表者へ伝達する
  - 2) 各都道府県代表者は、災害対策委員会から尋ねられた情報を整理したのちにメーリングリストを使用して、災害対策委員会へ報告する。
  - 3) 各都道府県代表者は、災害発生時には積極的に学会員から地域の情報を収集し災害対策委員会に伝える。

